

長井市児童センター給食 食物アレルギー対応ガイドライン

令和3年3月策定

令和7年3月改正

長井市子育て推進課

目 次

I はじめに

- 1 本ガイドラインの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 長井市児童センター給食食物アレルギー対応検討委員会の設置・・・・・・・・ 1
- 3 児童センター給食における食物アレルギー対応の大原則・・・・・・・・ 1

II 長井市の児童センター給食における食物アレルギー対応の基本

- 1 食物アレルギー対応食の実施基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 基本姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 生活管理指導表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 食物アレルギー対応食提供開始にあたっての基本的な考え方・・・・・・・・ 2
- 5 食物アレルギー対応食提供の開始時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

III 緊急時の対応

- 1 長井市の緊急時対応の基本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 職員の役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 食物アレルギー緊急時対応の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 エピペン®について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
食物アレルギー緊急時対応マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

IV 児童センター給食における対応

- 1 対応の基本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 給食対応の基礎・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

V アレルギー対応食（乳・卵・乳+卵）の配食の流れ

- 1 配食の基本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 アレルギー対応食の容器について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 配食方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

VI 食物アレルギー疾患をもつ児童及び保護者への対応の流れ

- 1 食物アレルギー疾患を有する配慮・管理が必要な児童の把握・・・・・・・・ 14
- 2 保護者面談の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 食物アレルギー対応方法の検討・決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4 食物アレルギー献立などの書類送付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 5 児童センター内での職員の共通理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 6 食物アレルギー個別「取り組みプラン」に基づいた取組の実施・・・・・・・・ 15

- 7 取組の評価・対応の見直し、次年度へ向けた準備・・・・・・・・・・15
- 8 除去している食物を解除するとき・・・・・・・・・・15
- 家庭・児童センター・調理場における対応食情報共有フロー図・・・・・・・・16

VII 食物アレルギー対応における各組織の役割

- 1 児童センター給食食物アレルギー対応検討委員会の役割・・・・・・・・18
- 2 児童センターアレルギー対応検討委員会の役割・・・・・・・・18
- 3 長井市給食共同調理場幼児給食食物アレルギー対応食検討委員会の役割・・・18

VIII 食物アレルギー対応における書類様式・・・・・・・・・・別添様式集

- 様式1 アレルギーについての一次調査票
- 様式2 アレルギー二次調査票記入のお願い
- 様式3 児童センター給食における食物アレルギー対応について
- 様式4 食物アレルギーに関する二次調査票
保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表
- 様式5 食物アレルギー対応児一覧（生活管理指導表提出 児童名簿）
- 様式6 食物アレルギー 個別「取り組みプラン」（面談調書）
- 様式7 食物アレルギー対応食検討依頼書
- 様式8 食物アレルギー対応食検討結果報告書
- 様式9 食物アレルギー献立のお知らせ
- 様式10 アレルギー対象食品使用献立一覧表
- 様式11 個人別アレルギー対応チェック表
- 様式12 乳・卵対応食確認書
- 様式13 食物アレルギー対応食配送予定表
- 様式14 アレルギー対応食配送日程及び受領確認書
- 様式15 アレルギー対応食用ラベル
- 様式16 アレルギー緊急時個別対応カード
- 様式17 食物アレルギー（疑いを含む）事故報告書
- 様式18 食物アレルギーヒヤリハット報告書
- 様式19 食物アレルギー対応解除申請書

I はじめに

1 本ガイドラインの目的

長井市では、給食共同調理場の新築により、新たに児童センターへの完全給食提供が開始されることとなりました。合わせて食物アレルギーへの対応（除去食対応及び代替食対応）を実施することとなり、令和3年3月、本ガイドラインを策定いたしました。今後は、本ガイドラインに基づき、子育て推進課、給食共同調理場、児童センター、保護者が共通の理解と認識のもと、連携・協力して、食物アレルギーへの対応を着実に進めていきます。

2 長井市児童センター給食食物アレルギー対応検討委員会の設置

食物アレルギーへの具体的な対応について一定の方針を示し、関係機関との連携を図りながら児童センターを支援するため、食物アレルギー対応の検討委員会を設置しました。本ガイドラインは、この委員会で議論し、策定・改正したものです。

委員 ・児童センター館長代表 ・保護者代表
・児童センター給食担当代表 ・医師会代表
・消防機関代表

事務局 ・厚生参事 ・子育て推進課
・給食共同調理場 ・健康スポーツ課

3 児童センター給食における食物アレルギー対応の大原則

（文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」より）

- ① 食物アレルギーを有する児童にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- ② 児童センター食物アレルギー対応検討委員会（各児童センター）により組織的に行う。
- ③ 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（公益財団法人 日本学校保健会）」に基づき、医師の診断による生活管理指導表の提出を必須とする。なお様式については、児童センター児童の年齢、発達段階を踏まえ、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（厚生労働省）」に示される「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（以下「生活管理指導表」という。）とする。
- ④ 安全性確保のため、原因食物の完全除去（提供するかしないか）を原則とする。
- ⑤ 児童センター及び給食共同調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- ⑥ 子育て推進課は食物アレルギー対応について、一定の方針を示すとともに、各児童センターの取り組みを支援する。

Ⅱ 長井市の児童センター給食における食物アレルギー対応の基本

1 食物アレルギー対応食の実施基準

- (1) 以下のすべての要件を満たし、長井市給食共同調理場幼児給食食物アレルギー対応食検討委員会において提供可能と判断された児童を対象とします。
- ・食物アレルギーと診断され、定期的に医師の診察を受けていること。
 - ・「生活管理指導表」を提出していること。
 - ・医師の指示に基づき、家庭でも除去食等を実施していること。
- (2) 対応食は、給食共同調理場の施設能力や人員等の状況に応じて対応可能と考えられる範囲で提供し、対応できない場合は、家庭から弁当を持参していただきます。

2 基本姿勢

- (1) 児童一人一人を大切にする立場から、児童センター及び関係機関全体でアレルギーを有する児童を受け止め、きめ細かな配慮をします。
- (2) 保護者と十分な話し合いを行い、相互理解を深め、関係機関が連携して食物アレルギー対応を実施します。

3 生活管理指導表

提出の対象：児童センターにおける配慮や管理が必要な児童

アレルギー疾患があり、児童センターにおいて配慮や管理が必要である児童に対し児童センターが配布し、主治医へ記入を求めます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 情報は全職員及び関係機関等で共有<input type="checkbox"/> 日常の取組、緊急時の対応に活用<input type="checkbox"/> 医師の診断に基づく、保護者と児童センターの共通理解の得られた取組の推進 |
|---|

症状等に変化がない場合であっても、引き続き配慮や管理が必要な児童は、毎年提出を求めます。

4 食物アレルギー対応食提供開始にあたっての基本的な考え方

- (1) 原因食物の完全除去対応

◎最優先は“安全性”

- ・児童センター給食で最優先されるべきは“安全性”です。従来の、栄養価の充足やおいしさ、彩り、そして保護者や児童の希望は安全性が十分に確保される方法で検討します。

◎完全除去対応が基本

- ・ 誤食・誤配を防止するために、① 対応する児童を減らす
② 対応する食品数を減らす
③ 複雑過剰な対応をしない

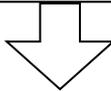
◎二者択一の給食提供

- ・ 安全性確保のために、従来の多段階対応は行わず、原因食物を「提供するかないかの二者択一」を原則とします。
- ・ 原因食物の異なる児童が複数いる場合は、一つの料理について該当する原因食物すべてを除去した1種類の対応食とします。

例：「ミートボールシチュー」

(アレルギー…ミートボール(卵)、牛乳(乳))

A児…卵アレルギー	⇒	少量可	(ミートボール○)
B児…卵アレルギー	⇒	完全除去	(ミートボール除去または代替)
C児…乳アレルギー	⇒	完全除去	(牛乳除去または代替)



二者択一の対応給食 = 代替食「鶏肉のスープ」

3人とも「ミートボール、牛乳両方を除去し、鶏肉を入れた対応食」

(2) 対応するアレルギー

- ・ 対応レベル3・4(除去食・代替食)対応食物は、表示義務のある特定原材料のうち、乳、卵の2品目とし、

「乳」「卵」「乳+卵」の3パターンに対応します。

- ・ 本市の児童センター給食では、表示義務の特定原材料である「落花生(ピーナッツ)」・「そば」・「クルミ」、表示推奨の特定原材料「キウイ」・「カシューナッツ」・「イクラ」を使用しません。
- ・ 対応レベル1・2(詳細な献立表対応・弁当持参)対応食物は、表示義務のある特定原材料8品目と、表示推奨されている特定原材料に準ずる20品目とします。

(3) 対応食の提供方法

- ア 対応食は、除去食を基本とし、可能な範囲で代替食も提供します。
- イ 対応食の調理は、基本的にアレルギー対応コーナーで行いますが、通常給食の調理工程から一部下処理室で洗浄したもの、調理室で調理したものから取り分けて使用します。
- ウ 加工食品や調味料等に微量に混入している原材料(コンタミネーション)には対応できないため、弁当対応をお願いすることがあります。
- エ 該当児童は、専用のトレイ、食器、箸、スプーン、フォークを使用します。持参した弁当を移し替えて食べることも可能です。
- オ 対応食は、該当児童ごとに個別の専用容器に入れ届けます。専用トレイはクラスのトレイカゴに入ります。専用の食器、箸、スプーン、フォークは、バッドに入れクラスの食器カゴに入ります。
- カ 家庭から代わりのものを持参した場合でも給食費は全額徴収します。

(4) 統一書式の使用と情報管理・共有について

- ・生活管理指導表を提出した児童の情報把握や、対応内容等確認のために必要な書類は以下の書式を使用します。
 - ①食物アレルギー献立のおしらせ(様式9)
 - ②アレルギー対象食品使用献立一覧表(様式10)
 - ③個人別アレルギー対応チェック表(様式11)
 - ④乳・卵対応食確認書(様式12)
- ・共有方法
 - 「VI 食物アレルギー疾患を持つ児童及び保護者への対応の流れ」の「家庭・児童センター・調理場における対応食情報共有フロー図」参照

(5) 調理等の工夫

- ・栄養士は、献立を作成する際は、原因食物の混入を防止し、複雑で煩雑な調理作業とならないように、作業工程や作業動線図で確認します。
- ・安全な給食提供のために献立表や料理名を工夫します。
- ・個人別アレルギー対応チェック表(様式11)の作成に当たっては、複数の関係者で確認し、誤表示や記入漏れのないようにします。

5 食物アレルギー対応食提供の開始時期

食物アレルギー対応食は、基本的に毎年5月の連休明けから提供します。4月は、人事異動により児童センターが新体制になるため、取り組みプランの確認等を行う期間とします。

Ⅲ 緊急時の対応

1 長井市の緊急時対応の基本

○緊急性の高いアレルギー症状を確認したら、エピペン[®]を使用する！（エピペン[®]が処方されている場合）

○おかしい、どうしようなど、迷ったら、ためらわずに救急車要請！

緊急性の高いアレルギー症状		
全身の症状 <input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便をもらす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくい または不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い	呼吸器の症状 <input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるようなせき <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強いせき込み <input type="checkbox"/> ぜーぜーする呼吸	消化器の症状 <input type="checkbox"/> 持続する強い(がまんできかない)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける

救急車を要請するときは、あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える

① 救急であることを伝えます。

消防署 『はい、119番です。火事ですか？ 救急ですか？』

児童センター「救急です。」

② 救急車に来てほしい住所を伝えます。

消防署 『救急車が向かう住所を教えてください。』

児童センター「長井市〇〇町〇〇番地 〇〇〇児童センターです。」

③ いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのかをわかる範囲で伝えます。

消防署 『何歳の方がどうしましたか？』

児童センター「〇歳児クラスの男子児童が、給食を食べた後、呼吸が苦しいと言っています。」

消防署 『意識はありますか。』

児童センター「意識はあります。」

消防署 『児童がいる場所はどこですか。』

児童センター「児童センターの〇〇組の部屋です。」

※その後も『状況を目撃している人はいますか』『胸やお腹の上がり下がりがありますか』『エピペン[®]を処方されていますか』『エピペン[®]を使用しましたか』などの質問にわかる範囲で、ゆっくり、正確に答えてください。

④ 通報している人の氏名と連絡先を伝えます。

消防署 『あなたの名前と連絡先を教えてください。』

- 取り組みプラン及び生活管理指導表を確認する。
- 保護者へ連絡する。

◇ 複数の症状が確認された児童は移動させない！

◇ 全身の症状、呼吸器、消化器の異常がみられる場合は危険！

◇ 「エピペン®」がある場合は、ためらわずに注射！

※ エピペン®を持たない児童の場合は、まずは、できるだけ安静にさせ、他の職員への応援を求める。保護者へ連絡し、状況を説明するとともに、これまでの既往症について確認する。アナフィラキシーは、症状が急激に悪化することが多いので、緊急性の高いアレルギー症状が見られた場合は救急車を要請する。

(2) 救急車要請後の動き

- 救急隊員から児童の状況の確認や応急手当の指示をするための連絡が入ることを想定し、連絡体制の確保、連携を図る。
- 救急車の誘導をする。他の児童がいる場合は、落ち着いて行動できるように別の職員が対応する。
- 救急隊員に状態の説明、行った応急手当の内容を説明する。さらに、児童の身長、体重を伝える。（その後の医療処置のため必要となります）

※ 緊急の場合に確実に情報伝達を行えるように、生活管理指導表（救急隊への情報伝達用としてコピーしたもの）を準備しておき、救急隊に渡せるようにしておく。

- 取り組みプラン、生活管理指導表、使用したエピペン®を持参し、事情がよくわかっている職員が救急車に同乗する。
- 児童の状態によっては、ドクターヘリも出動し近隣の小学校グラウンドに離着陸となる。その際は、児童を園舎内に待機させる。消防隊も出動し、グラウンドへの散水を行う。

ドクターヘリ離着陸場	
西根児童センター	【西根小学校グラウンド】
平野児童センター	【平野小学校グラウンド】
致芳児童センター	【致芳小学校グラウンド】
伊佐沢児童センター	【伊佐沢小学校グラウンド】
豊田児童センター	【豊田小学校グラウンド】

(3) 子育て推進課への連絡・報告

- 救急車要請後直ちに、電話により第一報を入れる。（子育て推進課 82-8014）
- その後、状況が変わったら随時連絡を入れる。

（状況によっては、子育て推進課職員が出向いてサポートする）

- 事態が収束したら、今後の対策も記入し、食物アレルギー事故報告書（様式17）により子育て推進課に報告する。

(4) 事故及びヒヤリハット事例の報告

各児童センター、調理場においては、事故報告やヒヤリハットの事例について、職員等が状況や問題となった原因等を詳細にまとめ、館長に報告します。館長は、各児童センター食物アレルギー対応検討委員会の中で情報を共有、事故の原因を検証、改善策を検討し、事故防止の徹底を図ります。また、報告書(様式17、18)により子育て推進課に報告します。

報告を必要とするヒヤリハットの内容

- 児童の健康被害が生じる恐れがあった場合
- 類似事例が多く発生することが考えられる場合
- 事故防止対策のためになると考えられ、他児童センターと共有すべき場合

◇ 大きな事故を未然に防ぐためにも、ヒヤリハットの事例は重要な資料！

◇ ヒヤリハット事例は児童センター、子育て推進課、調理場で必ず共有！

4 エピペン®について

(1) エピペン®とは

エピペン®は、アナフィラキシーを起こす危険性が高い者に対し、緊急時に病院を受診する前に、本人もしくは保護者が自ら注射する目的で作られたものです。

(2) エピペン®の注射について

注射は、原則本人や保護者が行うこととなっていますが、児童センターにおいては低年齢の児童自ら注射することは困難です。アレルギー症状を発症し生命が危険な状態にある児童に対し、現場に居合わせた職員が本人に代わって注射することは、医師法違反にはなりません。たとえ間違っただけで注射してしまったとしても、深刻な後遺症はないとされています。

(3) エピペン®の管理

「エピペン®」の管理運用におけるポイント！

- 職員全員が、保管場所を知っていること！
- 職員全員が、注射するタイミングと方法を知っていること！
- 他の児童が、触れないように対策を検討すること！

※ エピペン®は体重に合わせて2種類あります。

- ・ エピペン®注射液 0.3 mg … 目安：体重 30 kg 以上の方
- ・ エピペン®注射液 0.15 mg … 目安：体重 15 kg 以上 30 kg 未満の方

食物アレルギー緊急時対応マニュアル（例）

緊急性の高いアレルギー症状

- 《全身の症状》・ぐったり ・意識もうろう ・尿や便を漏らす
 ・脈が触れにくいまたは不規則 ・唇や爪が青白い
- 《呼吸器の症状》・のどや胸が締め付けられる ・声がかすれる
 ・犬が吠えるような咳 ・息がしにくい ・持続する強い咳き込み
 ・ゼーゼーする呼吸
- 《消化器の症状》・持続する強い(がまんできない)お腹の痛み ・繰り返し吐き続ける



発見者が行うこと

- ① 子どもから目を離さない、一人にしない
- ② 助けを呼び、人を集める
- ③ エピペン®と内服薬を持ってくるよう指示する

別紙

『児童センター内での役割分担』

参照

緊急性の高いアレルギー症状はあるか？（ただちに判断する）

ある

ない

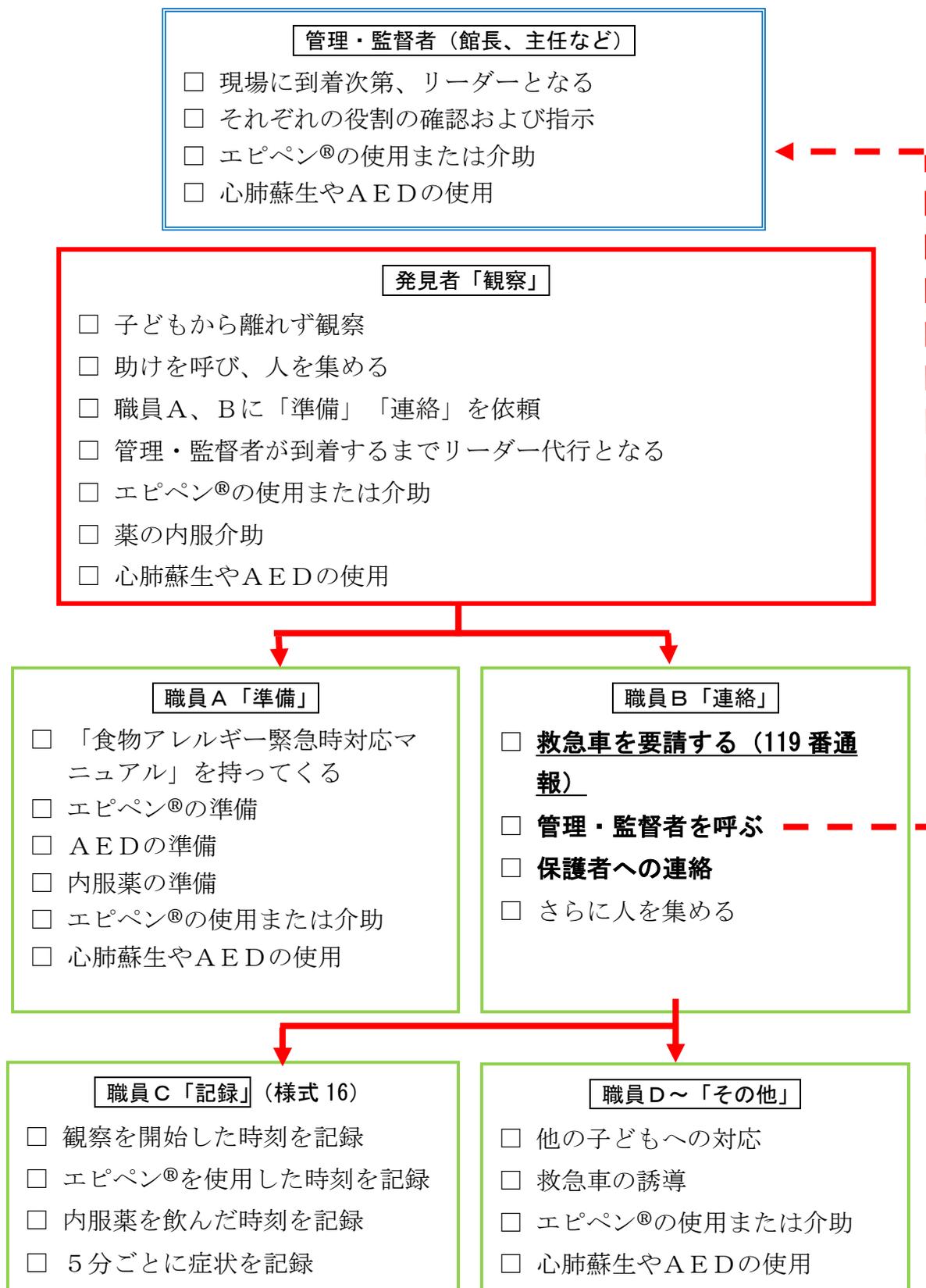
緊急性の高いアレルギー症状への対応

- ① ただちにエピペン®を使用する
- ② 救急車を要請する（119番通報）
- ③ その場で安静にする 立たせたり、歩かせたりしない！
 ぐったり、意識もうろうの場合 → 仰向けで足を15～30cm高く
 吐き気、嘔吐がある場合 → 体と顔を横に向ける
 呼吸が苦しく仰向けになれない場合 → 上半身を起こし後ろによりかからせる
- ④ その場で救急隊を待つ
- ⑤ 可能なら内服薬を飲ませる
 - ◆ エピペン®を使用し10～15分後に症状改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する（2本以上ある場合）
 - ◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う

- ① 内服薬を飲ませる
 - ② 職員室または、安静にできる場所へ移動する
 - ③ 5分毎に症状を観察する。緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する。
- ◇緊急性の高いアレルギー症状が出た場合はエピペン®を使用する

【別紙】

児童センター内での役割分担



IV 児童センター給食における対応

1 対応の基本

- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び「学校給食における食物アレルギー対応指針」に沿った対応
- 生活管理指導表に基づいた対応
- 基本的に、児童センターで「初めて食べる」食物がないように保護者と連携

2 給食対応の基礎

(1) 児童センター給食における対応方法

<p>レベル1 詳細な献立対応（除去対応） 詳細献立を事前に配布し、それをもとに保護者や担任などの指示で担任等職員が、給食から原因食物を除いて食べる対応。</p>
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 担任は、除去する原因食物を正しく理解している。<input type="checkbox"/> 担任は、除去食物と給食内容を日々確認する。<input checked="" type="checkbox"/> 保護者は、原因食物について児童本人に確実に知らせる。<input checked="" type="checkbox"/> 保護者は、児童センターにも事前に連絡する。<input checked="" type="checkbox"/> 保護者は、除去対応であっても生活管理指導表を児童センターに提出する。
<p>レベル2 弁当対応（完全弁当対応・一部弁当対応） 〈完全〉調理場での対応が困難なため、家庭より弁当を持参する。 〈一部〉該当献立が給食の中心的献立かつその代替提供が給食で困難な場合、その献立に対してのみ部分的に弁当を持参する。</p>
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 児童センターは、安全で衛生的な弁当の管理方法を決めておく。<input checked="" type="checkbox"/> 保護者は、持参する代替食について、児童本人に確実に知らせる。<input checked="" type="checkbox"/> 保護者は、児童センターにも事前に連絡する。
<p>レベル3 除去食対応 調理場で、原因物質を取り除いた給食を調理し、提供する。</p>
<p>レベル4 代替食対応 調理場で、除去した食物に対して何らかの代替食を提供する。</p>
<ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 調理場は、普通食を基本に除去食献立を作成し、アレルギー対応作業も明記した、作業分担、調理指示書や作業工程表、動線図を作成する。<input checked="" type="checkbox"/> 調理場は、原因食物が除去され、他から混入がないように、調理員と綿密な打ち合わせを行う。<input type="checkbox"/> 担任は、給食内容を確認し、誤食事故がないように注意する。

(2) 食物アレルギー対応実施上の注意点

調理場は、すべての対応において「詳細な献立表」を必ず保護者等に提供する。
レベル3・4であっても、一部弁当対応をお願いする場合もある。

V アレルギー対応食（乳・卵・乳+卵）の配食の流れ

1 配食の基本

誤配を防ぐために、一般の児童の給食とは別の配送ルートを経由し、また、受取りの各段階において受領の確認を繰り返し、対象児童に確実に届けることを基本とします。

2 アレルギー対応食の容器について

(1) 専用容器

個別のアレルギー対応食を入れるフードジャー

(2) 個人バット

個人ごとに専用容器が入り、クラスに渡されるステンレス製バット



※対象児童は常に、専用のトレー（黄）、食器（緑）、箸（緑）、スプーン（緑）、フォーク（緑）を使用します。

3 配食方法

アレルギー対応食の受け渡しのフロー（例）を以下に記載しますが、各児童センターの実情に即して行うものとし、原則、大人から大人へ手渡しとします。

No.	項目	手順
1	配 缶	<p>①アレルギー対応食は個人毎に専用容器（児童センター名、年齢、氏名、アレルギー等を明示）に入れて、個人バットに入れる。</p> <p>②栄養士立会いのもと、個人バットを児童センターごと配送用ケース（施設別ケース）に入れる。</p>
2	配 送	①配送車に乗せ各児童センターへ届ける。
3	受 け 渡 し と 保 管	<p>①玄関 児童センター職員が配送担当者から受け取り、確認（アレルギー対応食配送日程及び受領確認書（様式 14-1）に記載された対象児童の内容を確認し、「受取者欄」にサイン）。</p> <p>②アレルギー対応食の保管 確認後、対応食は鍵をかけたコンテナにて保管する。</p>

		<p>③担任へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任が保管場所へ個人バットとアレルギー対応食受領確認書（様式 14-2）を取りに行く。（児童センターによっては、園長等が担任へ届ける場合もある。） ・担任は、個人バット等を受け取ったらアレルギー対応食の内容を確認し、「個人バット受取者欄」にサインの上、担任の目の届くところ（担任の机上等）で保管する。
4	教室 内での配 膳・喫食	<p>①専用トレイ（黄）に、専用食器（緑）、アレルギー対応食、専用箸等（緑）を配膳する。（アレルギー対応食は専用食器に移し替えずに食べることも可）</p> <p>②通常給食の配膳は、トングなどによるアレルゲン混入を防止するため対象児童の給食を最初に行う。 ※アレルゲンが対象児童の食器等に付着しないよう注意が必要。 ※アレルギー対応食を専用食器に移し替えるときは専用箸で行う。</p> <p>③1食分そろった給食を対象児童と一緒に「個人別アレルギー対応チェック表（様式 11）」に照らし合わせ、間違いがないか確認する。（盛り付け後の専用容器は机上に置いておく。）</p> <p>④確認後、担任はアレルギー対応食受領確認書（様式 14-2）の「配膳・献立確認者欄」にサイン。 ※対応食のある日のおかわりは禁止。</p>
5	片付け	<p>①対応食の食べ残しは専用容器に戻し、個人バットに入れて施設別ケースに戻す。食器は、配送時と同じように、バットに入れて戻す。</p> <p>②園長等は、アレルギー対応食配送日程及び受領確認書（様式 14-1）、アレルギー対応食受領確認書（様式 14-2）の記載漏れ等を最終確認（受領確認書（様式 14-2）の「管理者欄」にサイン）</p> <p>③サイン後、施設別ケースとアレルギー対応食配送日程表及び受領確認書（様式 14-1）、受領確認書（様式 14-2）をファイルに挟んでコンテナ上に配置</p>
6	回収	<p>①配送担当者は、確認書のサイン等を確認し回収を行う。</p>

Ⅵ 食物アレルギー疾患をもつ児童及び保護者への対応の流れ

1 食物アレルギー疾患を有する配慮・管理が必要な児童の把握

- ①10月～11月 【食物アレルギー一次調査の実施（様式1）】
 - ・ 新入園児は入所申し込み時に配布する。
 - ・ 在園児は児童センター経由で配布する。
 - ・ 症状がある場合には、二次調査を実施する。
- ②11月～12月 【食物アレルギー二次調査の実施（様式2、3、4）】
 - ・ 新入園児は子育て推進課から、在園児は児童センター経由で、保護者に調査票の記入を依頼する。
- ③12月～1月 【二次調査の回収と聞き取り調査の実施】
 - ・ 児童センターは二次調査票を回収し、保護者への聞き取りにより症状等を確認する。
 - ・ 配慮等が必要な児童の確定（新入園児・継続児童）。
 - ・ 児童センターから配慮等が必要な児童に生活管理指導表を依頼する。

2 保護者面談の実施

- ①1月【生活管理指導表の提出】
 - ・ 保護者から児童センターへ生活管理指導表を提出。
 - ・ 児童センターは給食に配慮が必要な児童の生活管理指導表の写しを子育て推進課に提出。
- ②2月 【調理場面談の実施】
 - ・ 生活管理指導表を踏まえて、保護者との面談を実施する。

3 食物アレルギー対応方法の検討・決定

- ①2月～3月 【対応食検討依頼の提出】
 - ・ 児童センターが食物アレルギー対応児一覧（様式5）、取り組みプラン（様式6）を作成する。子育て推進課で取りまとめて、対応食検討依頼書（様式7）と共に調理場に提出する。
- ②3月 【長井市給食共同調理場幼児給食食物アレルギー対応食検討委員会の開催】
 - ・ 調理場が幼児給食食物アレルギー対応食検討委員会を開催し、検討結果を整理のうえ、子育て推進課に結果を報告する（様式8）。
- ③3月 【対応検討結果等の保護者確認】
 - ・ 幼児給食食物アレルギー対応食検討委員会による検討結果を踏まえて、児童センターが保護者に検討結果を通知する。
 - ・ 保護者は内容を確認し、取り組みプラン（様式6）に署名する。

4 食物アレルギー献立などの書類送付

① 3月上旬 【献立等の送付】

- ・調理場から児童センターに下記の献立等を送付する。
 - i 4月分 食物アレルギー献立お知らせ（様式9）
 - ii 4月分 アレルギー対象食品使用献立一覧表（様式10）
 - iii 4月分 個人別アレルギー対応チェック表（様式11）

② 4月上旬 【献立等の送付】

- ・調理場から児童センターに下記の献立等を送付する。
 - i 5月分 食物アレルギー献立お知らせ（様式9）
 - ii 5月分 アレルギー対象食品使用献立一覧表（様式10）
 - iii 5月分 個人別アレルギー対応チェック表（様式11）
 - iv 5月分 乳・卵対応食確認書（様式12）【※乳・卵アレルギー対応食の該当児童にのみ送付】



- ・このうち、乳・卵対応食該当児童は、様式11及び様式12の内容を確認後、4月中旬まで児童センターを經由して調理場へ提出する。



5月連休明けから アレルギー対応食提供の開始

5 児童センター内での職員の共通理解

- ① 第1回職員会議での食物アレルギー対応体制の確認
- ② アレルギー対応についての研修会の実施（エピペン[®]講習）...給食開始前
- ③ 児童の食物アレルギー対応者の確認と取り組みプランの確認

6 食物アレルギー個別「取り組みプラン」に基づいた取組の実施

- 担任の役割と児童センターの体制による対応の実施と見直し

7 取組の評価・対応の見直し、次年度へ向けた準備

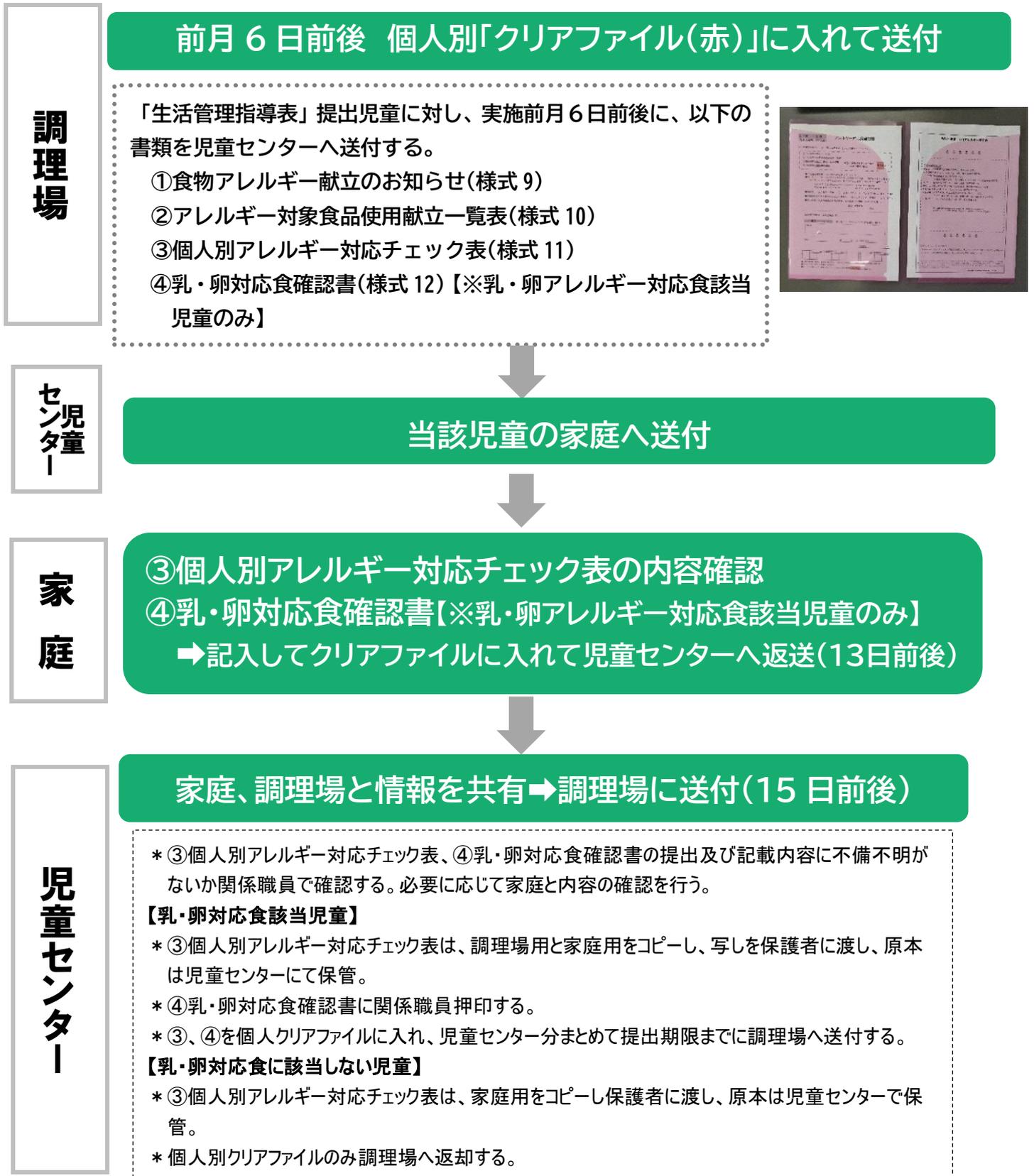
- ① ヒヤリハットの事例についての検証
- ② 次年度の対応についての検討

8 除去している食物を解除するとき

- 受診の上、アレルギー対応解除が可能となった場合は、食物アレルギー対応解除申請書（様式19）を、保護者が児童センターに提出する。
児童センターは、その写しを調理場経由で子育て推進課に提出する。

家庭・児童センター・調理場における対応食情報共有フロー図

保護者、児童センター関係者、調理場関係者等全員同一の書式で情報共有・管理します



調理場

対応食提供準備

- * ④乳・卵対応食確認書を受け、必要に応じて児童センターを通し保護者と内容の確認を行う。
- * 調理指示書、個人ラベル、配送日程表を作成する。
- * アレルギー対応食調理担当者と調理工程・動線の確認を行う。

児童センターごとの対応食配送予定表(様式 13)を
20日までに児童センターへ送付



児童センター

児童センター内での周知徹底

- * 乳・卵対応食の提供がある日に欠席や早退で欠食する場合は、それを把握した時点でその旨を調理場へ連絡する。
 - ➡調理場では、対応食調理開始後であっても配送しないよう手配。
- * 児童センターマニュアルに沿って、受け入れ態勢を確認する。

Ⅶ 食物アレルギー対応における各組織が取るべき対応と役割

1 長井市児童センター給食食物アレルギー対応検討委員会の役割

(1) 委員構成

館長代表、給食担当代表、保護者代表、医師会代表、消防機関代表等

(2) 役割

- ① 食物アレルギーへの対応状況を把握する。
- ② 長井市児童センター全体の食物アレルギーへの対応方針等を検討・決定する。
- ③ 食物アレルギーへの対策を検討する。

長井市子育て推進課の取るべき対応

- 児童センターにおける食物アレルギー対応に関する委員会の設置と基本方針の策定
- 医療機関（医師会）及び消防機関との連携体制の構築
- 研修会の実施及び研修機会の確保
- 食物アレルギー対応の充実のための環境整備及び支援
- すべての事故及びヒヤリハット事例の情報収集とフィードバック
- 専門的に相談できる体制の構築

2 児童センター食物アレルギー対応検討委員会の役割

(1) 委員構成

館長、主任、担任、必要に応じ子育て推進課、子育て推進課栄養士等

(2) 役割

生活管理指導表が提出された児童について、児童センターにおける配慮や対応を「取り組みプラン」を基に、食物アレルギー対応について検討する。

児童センターは、調理場から「食物アレルギー対応食検討結果報告書」を受け、保護者に決定内容を通知し、了解を得る。

館長は、確定した取り組みプランを全職員へ周知徹底し、共通理解を図る。

各児童センターの取るべき対応

- 食物アレルギー対応に関する基本方針策定
- 組織で対応し、児童センター全体で取り組む
- 食物アレルギーを有する児童であっても、ほかの児童と同じように給食時間や生活を過ごせるようにする

3 長井市給食共同調理場幼児給食食物アレルギー対応食検討委員会の役割

(1) 委員構成

調理場長、子育て推進課長、子育て推進課栄養士、主任等

(2) 役割

館長から依頼を受け、対応食の提供が可能かどうかを検討する。